

おひさまきっず入所基準表

児童名

学 年 年

基本指數	調整指數	加算・減算指數	合計点

基本指數

区 分	現 状	指 数	父	母
① 就 労 (A + B)	月160時間以上150時間未満就労	10		
	月150時間以上120時間未満就労	9		
	月120時間以上100時間未満就労	8		
	月100時間以上80時間未満就労	7		
	月80時間以上64時間未満就労	6		
	月64時間以上80時間未満就労	5		
B 終業時間	午後1時～午後6時までの間に4時間以上の就労を常態とする	2		
	午後1時～午後6時までの間に3時間以上の就労を常態とする	1		
	午後1時～午後6時までの間に2時間以上の就労を常態とする	0		

療育者の介護、障がい者の介護、通園・通院等にあたっている

②介護・看護	自宅内介護・看護	11		
	自宅外介護・看護(週3日以上)	10		
	自学外介護・看護(週3日以内)	8		

③ 保 護 者 の 健 康 状 態	A 疾病	持病の為長期入院(入院予定者も含む)	12		
		自宅療養中(常時臨床)	11		
		自宅療養中(精神病・案線描)児童に悪影響を及ぼす恐れ	10		
		自宅療養中(定期的に通院治療および自宅療養)	9		
	B 障がい	身体障害・精神障害(1・2級)・知的障害(A1・A2)	12		
		身体障害・精神障害(3級以下)・知的障害(B1・B2)	10		
④出産	妊娠中～産後6か月		6		
⑤その他	求職活動中・開業予定者		4		

調整指數

区 分	現 状	指 数	
①学年別指數	小学校1年生	5	
	小学校2年生	4	
	小学校3年生	3	
	小学校4年生	2	
	小学校5年生	1	
	小学校6年生	1	

②保育の必要日数	週6日利用	6	
	週5日利用	5	
	週4日利用	4	
	週3日利用	3	

週2日利用	2	
③放課後等デイサービス利用児童	3	

加算・減算指數

①母子父子家庭	離婚、死亡、その他	12	
②障害者手帳・療育手帳、特別児童扶養手当証書・障がい基礎年金証書・精神障害者福祉手帳・支援学級利用		5	
③単身赴任世帯		3	
④入所申込選考中で滞納がある場合（滞納2か月以上、納付相談が無い場合）		-6	
⑤就労及び介護・看護両方に該当する方（就労は時短でも該当）		3	
⑥継続児童で定型発達範囲ではあるが不注意や情緒不安定等があり支援が必要な場合		2	
⑦継続児童で現状利用日数の少ない場合（病気等の欠席は除く）		-3	
⑧継続児童で現状利用時間の短い場合（病気早退などを除く）		-2	
⑨継続児童で現状長期休暇中に欠席の多い場合（病気等の欠席を除く）		-2	
⑩県外出身や死別により近くに祖父母がいない世帯など特別な理由		適宜	

留意事項

- ・毎年、学年毎に定数がある為、必ずしも低学年が優先して入所できるということではない。
- ・父母どちらかが複数の区分に該当する場合でも、適用は1区分とし指数が高い方を採用する。
- ・育児・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、国家公務員の育児休業等に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律による育児休業を取得する期間は放課後児童クラブ入所基準に該当しない。
- ・父母（保護者）それぞれの保育を必要とする事由による点数を合算して採点を行う。

指數同位の場合の判定方法

- 1位 同居者無し、もしくはひとり親家庭に属する児童
- 2位 学年の低い児童
- 3位 兄弟姉妹が同時に申込をした児童
- 4位 複数の保護者の基本指數（調整指數を加えない指數）の合計が高い児童
- 5位 保育利用料の納付状況
- 6位 低年齢の弟妹がいる児童